

航空機局の無線設備の信頼性に関するデータの収集・評価（案）

1. 無線設備の信頼性把握

型式毎に、以下のような信頼性データを収集・評価

なお、データの収集や評価にあたっては、信頼性の高い設備、不具合の多い設備の分類を意識して、収集・評価を行う。

また、データ取得対象期間については、登録検査事業者の保管期限 6 年以内を原則とする。

① 無線設備の型式毎に運用中の故障発生状況

航空機の運航や無線機器の運用に関わる影響度に応じた無線設備の運用中の故障の状況
(NO COMM など重要な故障、複数装備機の一部の故障など)

② 無線設備の信頼性データ：MTBUR(*1) または MTBF(*2) のトレンド・データ

*1: Mean Time Between Un-scheduled Removal

(平均計画外取り卸し時間=装備品飛行時間 / 取り卸し台数)

*2: Mean Time Between Failure (平均故障間隔=装備品飛行時間 / 故障台数)

注) 本データは、定期航空運送事業者など、整備規定により信頼性管理の仕組みを持つ免許人で、これを取得している場合の例。小型機等では、型式毎の年度単位での故障データなど。

③ 不具合による取卸し無線設備について、型式毎に電波の質に係わる不具合の内容と不具合発生率

- ・ 電波の質に係わる不具合の件数と内容
- ・ 全体の不具合取卸しに占める、電波の質に係わる不具合の割合のトレンド・データ

注) 本データは、登録検査事業者などデータ取得が可能な場合。

④ 定期検査時に発見された不具合内容と不具合率

- ・ 定期検査時に発見された不具合内容
- ・ 定期検査による取卸し台数に対する不具合件数の割合のトレンド・データ

注) 本データは、登録検査事業者などデータ取得が可能な場合。

補足：

- 1) 無線設備の信頼性に関わるデータは、型式毎の把握を原則とし、製造番号や発生した航空機などのデータは含まない。
- 2) 免許人の特性（定期航空運送事業者、使用事業あるいは登録検査事業者か否か）に応じて、収集できるデータが異なるため、これらの特性に応じたデータを決めて取得する。

2. 無線局の運用・管理状況の把握

① 各社の準拠する法・規定の把握

事業者毎に

- ・ 航空法に基づく整備規定（定期運送事業）、整備基準（使用事業）等
（特に、無線設備の信頼性管理に関するデータ監視・是正の仕組みについて）
- ・ 電波法に基づく登録検査等事業者等規則
など、どのような法・規則に基づき無線装置の点検・整備を行っているか把握する。

② 無線設備（局）に係わる不具合への対応方法の確認

混信や無線装置不作動等の事象発生時の対応方法を把握する。

③ 無線機の整備の実施体制

- （1） 自社の整備体制で実施
- （2） 航空運送事業者に委託（国内、海外）
- （3） 航空運送事業者の子会社である整備事業者に委託（国内、海外）
- （4） 独立した整備事業者に委託（国内、海外）

④ 無線機の検査体制

- （1） 自社で登録検査事業者
- （2） 登録検査事業者に委託

3. データの評価のポイント

- ① 無線設備の故障内容や信頼性水準が、良好な水準にあるか。
- ② 無線設備の故障内容や信頼性水準を維持するための手段として、定期的な検査、あるいはこれ以外の信頼性管理手法を用いた管理方法でも十分に良好な水準に維持できるか。